

○久喜市建築審査会条例

平成25年10月8日

条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、久喜市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。

(1) 法の規定に基づき、市長から同意を求められたとき。

(2) 法の規定に基づき、裁決をする必要があるとき。

(3) 市長から諮問があったとき。

(4) 委員の半数以上の者から、審査会に付議する事件を示して、招集の請求があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門調査員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、まちづくり推進部建築審査課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に埼玉県建築審査会規則（平成17年埼玉県規則第124号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 22 年久喜市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 26 年 3 月 12 日条例第 6 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 23 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 25 日条例第 31 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。